

## 第1章

# 2021年度税制改正のポイント

# 2021年度税制改正のポイント

2021年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現を図るため、企業の投資を促進する措置等が創設されます。個人に関する税金については、家計の暮らしと民需の支え等の観点から、住宅ローン控除の特例措置の延長や、既存の贈与税非課税措置の整備等が行われます。

## 1 所得税・住民税の改正

### ①住宅ローン控除の特例措置の延長 **P.352**

住宅を消費税率10%で取得した場合の、住宅ローン控除の控除期間13年間の特例が延長されます。また、所得金額が一定以下の場合には、面積要件が緩和され、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とされます。

### ②退職所得課税の適正化(2022年分以後) **P.64**

勤続年数が5年以下である法人役員等以外の者の退職所得の計算上、退職収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税が適用されない措置が講じられます。

## 2 資産課税の改正

### ①直系尊属からの教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税制度の整備 **P.330** **P.333**

父母や祖父母から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、節税策としての利用を防止する措置が講じられたうえで、その適用期限が2年間延長されます。

### ②直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度額の引上げ **P.337**

父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の、贈与税の非課税限度額の引上げ、対象住宅の床面積要件の緩和等の措置が講じられます。

### ③事業承継税制(非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度)に係る後継者要件の緩和 **P.292**

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度について、後継者要件のうち、先代経営者等の相続開始時における役員要件が緩和されます。

### 3 金融・証券税制の改正

#### ① 上場株式等の譲渡益・配当等の住民税申告不要制度の整備(2021年分の確定申告以後)

P.152

住民税において、上場株式等の譲渡益・配当等を申告不要とする場合に、確定申告のみで手続きが完結できるよう、所得税の確定申告書に、個人住民税に関する附記事項が追加されます。

#### ② 特定口座、NISA口座・ジュニアNISA口座の利便性向上(2021年4月1日以後)

特定口座、NISA口座・ジュニアNISA口座に係る一定の書類(特定口座源泉徴収選択届出書、金融商品取引業者等変更届出書等)を電磁的方法により提出した場合は、住所等確認書類の提示が不要になる等の措置が講じられました。